

# 質問質疑実施要綱・同細則

## (1) 質問質疑実施要綱

昭和50年12月23日議運決定  
改正 昭和52年 4月25日  
昭和52年 9月 6日  
昭和54年 6月14日  
昭和54年 6月25日  
昭和56年 8月31日  
平成 3年10月 1日  
平成 4年 8月 1日  
平成15年 3月14日  
平成25年 6月 5日  
令和 6年 3月15日

### 一 総 則

- 1 県の一般事務に対する質問及び提出議案に対する質疑（以下「質問」と言う。）は、一括してこれを行う。
- 2 質問は、これを代表質問と一般質問に区分する。
- 3 代表質問とは、会派を代表して行う質問を言い、一般質問とは、それ以外の質問を言う。
- 4 質問通告の締め切りは、質問開始日のおおむね3日前（県の休日を除く。）の13時までとし、議会運営委員会で決定する。
- 4の2 質問通告の締め切りまでに通告がない場合は、棄権とみなす。
- 4の3 一般質問通告者は、すでに行った質問通告内容の一部を質問予定日の前日の12時まで限り変更することができる。ただし、前日が休日の場合は、その前日の12時までとする。
- 5 質問者は、各会派内において決定する。質問を行おうとする者は、所定の様式に従った発言通告書を会派の会長を経由して提出しなければならない。この場合、発言の要旨は、できる限り詳細に記載するものとする。
- 6 本質問において答弁を求めるに至らなかった事項については、再質問及び再々質問において触れることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りではない。
- 7 代表質問終了後、引き続き一般質問を行うことができる。

### 二 代表質問

- 1 代表質問を行うことのできる会派は、所属議員4人以上の会派とする。ただし、表決に際し、所属議員の意思表示が一致しない会派は除く。
- 2 代表質問の割り当ては、各会派1人とする。
- 3 代表質問は、テレビ放送を考慮し、質問時間を30分以内とする。なお、質問は、割り当て時間の範囲内において、2回に分けて行うことができる。
- 4 代表質問の順序は、所属議員数の多い会派から行うを原則とし、所属議員数が同じ会派にあつては、当該会派が協議のうえ先順位を決定する。

### 三 一般質問

- 1 一般質問の割り当ては、次のとおりとする。
  - (1) 代表質問を行うことのできる会派は、別表のとおりとし、発言時間は、1人本質問30分以内、再質問10分以内、再々質問5分以内とする。ただし、再々質問については、同一会派の

議員1人に限り割り当て時間内において関連質問に振り替えて行うことができる。この場合、所定の様式によりあらかじめ発言通告書を提出しなければならない。

- (2) 代表質問を行うことのできない会派（連合会派の取り扱いを受けた会派にあってはその連合会派）に所属する議員の発言時間は、通告者1人30分以内とする。
  - (3) 代表質問、一般質問及び関連質問のいずれかを行った者は、重ねて質問を行うことができない。
- 2 一般質問の順序は、所属議員数の多い会派から行うを原則とし、所属議員数が同じ会派にあっては、当該会派が協議のうえ先順位を決定し、1人あてを行う。
  - 3 同一会派内においては、代表質問と一般質問の内容が重複しないよう努めなければならない。

#### 四 質 疑

- 1 臨時会における提出議案に対する質疑の割り当ては、山口県議会会議規則第4条の会派各1人以内とする。
- 2 発言の通告、発言の順序等については、一般質問の例による。ただし、臨時会における提出議案に対する質疑の通告締め切りについては、総則4の規定にかかわらず、その都度議会運営委員会において決定する。
- 3 質疑時間は、本質疑20分以内、再質疑10分以内、再々質疑5分以内とする。

#### 補 則

- 1 この要綱は、昭和51年2月定例会から実施する。
- 2 代表質問開始日までの議案調査のための休会日数は、おおむね4日（県の休日を除く。）とする。
- 3 定例会における常任委員会の開催日数は、おおむね4日とする。
- 4 本会議における答弁は、簡明を旨とし、質問時間の範囲内において行うものとする。
- 5 この要綱実施前における議会運営委員会の決定、確認事項で、この要綱に抵触しないものは、なお効力を有する。
- 6 この要綱の疑義は、議長が決める。

補 則（昭和56年8月31日議運決定）

この要綱は、次の議会から実施する。

補 則（平成3年10月1日議運決定）

この要綱は、山口県議会委員会条例（平成3年山口県条例第19号）の施行の日から実施する。

補 則（平成4年8月1日議運決定）

この要綱は、次の議会から実施する。

補 則（平成15年3月14日議運決定）

この要綱は、次の議会から実施する。

補 則（平成25年6月5日議運決定）

この要綱は、平成25年6月定例会から実施する。

補 則（令和6年3月15日議運決定）

この要綱は、令和6年6月定例会から実施する。

## (別 表)

区 分 会派 所属議員数	2月定例会	6月定例会	9月定例会	12月定例会
4人	1人以内	1人以内	1人以内	1人以内
5	2 "	1 "	2 "	1 "
6	2 "	2 "	2 "	2 "
7	3 "	2 "	3 "	2 "
8	3 "	3 "	3 "	3 "
9	4 "	3 "	4 "	3 "
10	4 "	4 "	4 "	4 "
11	5 "	4 "	5 "	4 "
12	5 "	5 "	5 "	5 "
13	6 "	5 "	6 "	5 "
14	6 "	6 "	6 "	6 "
15	7 "	6 "	7 "	6 "
16	7 "	7 "	7 "	7 "
17	8 "	7 "	8 "	7 "
18	8 "	8 "	8 "	8 "
19	9 "	8 "	9 "	8 "
20	9 "	9 "	9 "	9 "
21	10 "	9 "	10 "	9 "
22	10 "	10 "	10 "	10 "
23	11 "	10 "	11 "	10 "
24	11 "	11 "	11 "	11 "
25	12 "	11 "	12 "	11 "
26	12 "	12 "	12 "	12 "
27	13 "	12 "	13 "	12 "
28	13 "	13 "	13 "	13 "
29	14 "	13 "	14 "	13 "
30人以上	14 "	14 "	14 "	14 "

## (2) 質問質疑実施要綱細則

昭和51年 2月 6日議運決定  
改正 昭和53年 6月14日  
昭和54年 6月25日  
昭和56年 8月31日  
平成25年 6月 5日

この細則は、質問質疑実施要綱の実施について必要な事項を定めるものとする。

### 一 代表質問

- 1 代表質問は、2日以内で行うを原則とする。
- 2 所属議員数が同じ会派において代表質問の順位を決定したときは、その旨を先順位となった会派の会長から議長に報告しなければならない。
- 3 代表質問の通告は、所定の発言通告書によらなければならない。
- 4 答弁時間は、テレビ放映を考慮し、23分以内とする。

### 二 一般質問

- 1 一般質問及び関連質問の通告は、所定の発言通告書によらなければならない。
- 2 代表質問を行うことのできる会派の議員の一般質問が本質問のみで終わった場合においても、再々質問の割り当て時間の範囲内において関連質問を1回行うことができる。

### 三 常任委員会の運営

- 1 特別職にある参与員の出席要求その他委員会開催について必要な事項は、各委員長協議により決定するものとする。
- 2 各委員長による協議は、一般質問の本会議終了までに行うものとする。

### 補 則

- 1 この細則は、昭和51年2月定例会から実施する。
- 2 その他必要な事項は、議長が定める。

### 補 則 (平成25年6月5日議運決定)

- 1 この細則は、平成25年6月定例会から実施する。